

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市亀田駅前地域交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 50 号

新潟市亀田駅前地域交流センター条例の一部を改正する条例

新潟市亀田駅前地域交流センター条例（平成 19 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

施設名	使用料の額（円）		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
ギャラリー	850	1,130	1,130
多目的ルーム	1,910	2,550	2,550
会議室	630	850	850
和室 1	420	560	560
和室 2	420	560	560

別表備考 3 中「400 円」を「280 円」に、「900 円」を「630 円」に、「300 円」を「210 円」に、「200 円」を「140 円」に改め、同表備考 7 中「1 円」を「10 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市亀田駅前地域交流センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市亀田駅前地域交流センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。